

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原告 ●● ●● 外123名

被告 仙台パワーステーション株式会社

## 証 拠 説 明 書 4

(甲C1～5号証)

平成30年7月11日

仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 春 男  
外

甲号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	
C1	蒲生干潟自然再生全体構想	写	H20.3.31	蒲生干潟自然再生協議会	蒲生干潟の概要、歴史、自然環境、植生、住民とのかかわり、課題等
C2	論文「河口汽水域における魚類集団の生産構造と機能」	写	H9.1.10頃	本多仁 外5名	蒲生干潟のような河口汽水域が海産魚類の成育にとって非常に重要な地域であること
C3	論文「河口・汽水域生態系における底生微細藻の果たす役割」	写	H21.1.13頃	伊藤絹子 外2名	蒲生干潟が、食物連鎖の起点となる場所であり、また水産生物が高度に成育することができる重要な場所であること
C4	論文「カレイ類稚魚成育場としての河口域の役割」	写	H20頃	山下洋	蒲生干潟のような河口域は、栄養が豊富で生産力が高いこと及び水資源の減少に環境悪化が影響を及ぼしていること
C5	論文「河川石面附着物を利用した水銀汚染のモニタリング」	写	H4頃	渡辺義人, 山脇茂晴	毒性の強い水銀については水質保全上無視することができず、長期的なモニタリング調査が重要であること